

賃金引上げや物流の2024年問題の解決に 取り組む県内中小企業の方へ

賃金引上げに資する取組を行う県内中小企業者や物流の2024年問題の解決に対応するため業務効率化に取り組む県内中小企業者を支援するため、「選ばれる青森」への挑戦資金の融資対象に「賃金引上げに資する取組」及び「物流の2024年問題の解決への取組」を新設しましたのでご活用ください。

ご利用いただける方

- 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方
- (1) 賃金引上げに資する取組（1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画を作成するもの）
 - (2) 物流の2024年問題の解決への取組（業務効率化を図るもの）

ご融資の条件

- 融資限度額 各1億円
- 融資利率 固定年1.1%（三者連携協定の場合1.0%）
- 融資期間 設備資金15年以内（うち据置3年以内）
運転資金10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%

信用保証料補助

次のいずれにも該当する場合は、県が保証料の30%を補助します。
また、一部の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料を補給します。

「賃金引上げに資する取組」の場合

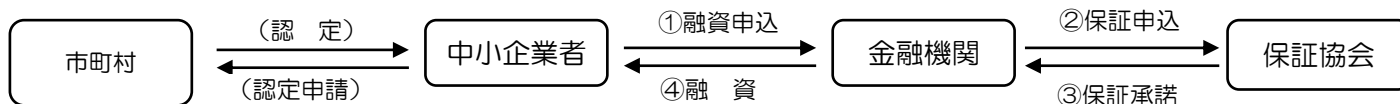
- (1) 「選ばれる青森」への挑戦資金（賃金引上げに資する取組）を利用すること
- (2) 国又は県等が実施する賃金引上げに資する補助事業等を活用すること

「物流の2024年問題の解決への取組」の場合

- (1) 「選ばれる青森」への挑戦資金（物流の2024年問題の解決への取組）を利用すること
- (2) 国又は県等が実施する物流の2024年問題の解決に資する補助事業等を活用すること

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証4号、5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証4号、5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索